

確定拠出年金法改正案の概要

(以下、DC：確定拠出年金、DB：確定給付企業年金)

I 個人型 DC 拡充

1. 個人型 DC の加入対象者の拡大 (平成 29 年 1 月 1 日施行)

現在、DC の加入対象から除外されている公務員、DB 加入者や専業主婦等を対象に加える。これにより、全国民が加入対象となり、拠出限度額は加入者の種別ごとに次の通りとなる。

【色刷部分が改正案による拡大部分】

(万円/年)

	自営業者等	サラリーマン				公務員	専業主婦
		DB/DC 無	DB のみ	DB&DC	DC のみ		
個人型 DC	81.6	27.6	14.4	14.4	24.0	14.4	27.6
企業型 DC	-	-	-	33 18.6 ※	66 42.0 ※	-	-

なお、企業型 DC の加入者は次の条件をいずれも満たす場合、個人型 DC に加入することができる。

ア. 企業型 DC で加入者掛金 (マッチング) を行わないこと

イ. 企業型 DC 規約に個人型 DC に加入できることが定められている

※ 個人型 DC に加入できることとした場合の企業型 DC の拠出限度額

2. 脱退一時金の支給縮小 (平成 29 年 1 月 1 日施行)

加入対象者の拡大に伴い、これまで DC 加入資格のない者 (加入者期間 3 年以下または資産額 50 万円以下の者) に認めていた脱退一時金は、国民年金の保険料免除者に限定される。また、DC 加入資格があるにもかかわらず運用指図者となり 2 年を経過した者に認められていた脱退一時金の支給も廃止される。

ただし、施行日前に加入者資格を喪失している者は、従前どおり。

II DC 掛金

1. 拠出限度額の年単位化 (平成 29 年 1 月 1 日施行)

現在、掛金は毎月拠出することとされ拠出限度額も月額で定められているが、[政令で定める方法](#)により年一回以上定期的な拠出とし拠出限度額も年額での管理となる。

III 中小企業向け拡充策

1. 個人型 DC への事業主掛金拠出 (公布日から 2 年以内で政令で定める日)

企業型 DC または確定給付企業年金を実施していない 100 人以下の企業※に限り、個人型 DC に事業主掛金を拠出することができる。(拠出限度額の総額は個人型 DC と同様に 276,000 円)

※厚生年金被保険者が 100 名以下の企業

【事業主掛金の実施に必要な手続き】

- ・厚生年金被保険者の過半数の同意
- ・拠出対象者を定める場合、その旨の同意（特定の者につき差別的でない場合に限る）
- ・掛金は事業主が決定、変更することができるが、対象者に通知しなければならない。
- ・厚生労働省令で定められる事項について、厚生労働大臣および連合会に届出が必要

2. 簡易型 DC の創設（公布日から 2 年以内で政令で定める日）

小規模企業に限り、設立手続き等を大幅に緩和した簡易型 DC を創設する。

→ シンプルな画一的制度

【簡易型 DC の対象】

- ・厚生年金被保険者全員が加入者となること(厚生労働省令で定めるものを除く)
- ・加入者が 100 名以下
- ・厚生労働省令で定める要件を満たすこと

【特徴】

- ・申請書類の簡素化
- ・掛金は低額に固定(政令で定める)
- ・運用商品は、2 以上政令で定める数以下

IV ポータビリティの拡充

1. 企業年金間のポータビリティの拡充（公布日から 2 年以内で政令で定める日）

以下について、法令上の資産移換を可能とする。(表の色刷部分)

(1)企業型 DC、個人型 DC の加入者が退職 ⇒ DB の加入者

DB 規約に移換を受ける定めがある場合、本人の申し出により移換が可能

(2)企業型 DC、DB 実施企業が合併等※により DC または DB を廃止 ⇒ 中退共実施

本人同意により中退共への移換が可能(中退共から企業型 DC、DB も同様)

※厚生労働省令で定める事項

		移換先制度			
		確定給付企業年金	企業型 DC	個人型 DC	中小企業退職金共済
移 換 元	確定給付企業年金	○	○ ※1	○ ※1	×⇒○ ※3
	企業型 DC	×⇒○	○	○	×⇒○ ※3
	個人型 DC	×⇒○	○		×
	中小企業退職金共済	○※2⇒○※2,3	×⇒○ ※2,3	×	○

※1 脱退一時金相当額の移換

※2 中小企業でなくなった場合に認めている

※3 合併等の企業再編を行った場合で再編後の中小企業である場合

V 資産運用に関する変更（公布日から2年以内で政令で定める日）

1. 運用商品に関する変更

(1) 運用商品の選定および除外

リスク・リターン特性の異なる政令で定める基準により三以上※政令で定める数以下で運用商品を選定、提示しなければならない。 ※簡易型 DC は二以上

- ・運用商品の数は、取引される単位により算定する
 - ・法施行後5年を超えない間は、法施行日における運用商品の数を上限とする
 - ・元本確保型商品提供の義務はなくなる
- 運用商品の除外は、以下により行う。
- ・運用商品は、運用者(所在不明者を除く)の三分の二以上の同意により除外できる。
 - ・運用商品除外の通知をした日から3週間を経過しても意思表示がなされない場合、通知にその旨を記載することにより、同意したものと見做すことができる。
 - ・運用商品を除外した場合、運用者への通知および所在不明者への通知に代えて公告しなければならない。

(注)運用商品の選定および除外に関する改正は、施行日前に納付されている掛金(=施行日の資産)には適用されない。したがって、施行日時点の運用商品除外は運用者の全員同意が必要となる。また、法施行後5年経過後も運用を継続できるが、掛金の抛出や同資産への預け替えはできなくなる。

(2) デフォルト商品(指定運用方法)

インフレ等に備えた厚生労働省令に定める基準に適合した商品を規約に定めることにより提示することができる。この場合、以下の情報を加入者に提供しなければならない。

- ・デフォルト商品の期待リターン、リスク
- ・デフォルト商品の選定理由
- ・運用指図を行わない場合、デフォルト商品を選定したと見做す旨
- ・その他厚生労働省令で定める事項

加入者が運用指図を行わない場合の取扱いは次のとおり。

資格取得後またはデフォルト商品提示後、最初に掛金を納付した日から3月以上の規約で定める期間の経過後、次の事項を加入者に通知しなければならない。

- ・通知後2週間以上で規約に定める期間を経過してもなお運用指図を行わない場合、全額についてデフォルト商品を選定したものと見做すこと

2. 投資教育の強化

- ・制度導入時の投資教育：事業主の努力義務
- ・制度導入後の投資教育(継続教育)：事業主の配慮義務 ⇒ 努力義務

VI その他(DC 関連)

1. 運営管理機関の評価（公布日から2年以内で政令で定める日）

事業主は、委託する運営管理機関を少なくとも5年毎に評価を行い、必要に応じて変更その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
2. 投資教育の企業年金連合会への委託（平成27年10月1日施行）

事業主が実施する加入者への投資教育を企業年金連合会に委託することができる。

VII 確定給付企業年金法の改正(DC 関連以外)

1. 中退共との資産移換（公布日から2年以内で政令で定める日）…再掲
企業型 DC、DB 実施企業が合併等※により DC または DB を廃止 ⇒ 中退共実施
本人同意により中退共への移換が可能(中退共から企業型 DC、DB も同様)
※厚生労働省令で定める事項
2. 複数事業主制度における除外の特例（平成27年10月1日施行）

次の要件を満たす場合、脱退事業主による申出によらず事業主を除外することができる。

 - ・除外させる事業主の DB 継続が困難であると認められること
 - ・基金の場合、除外後も 300 名以上の加入者となるべきものを使用または使用が見込まれること
 - ・減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合、除外事業所が掛金の一括拋出を行うことが定められていること
3. 本人同意による DB 間の権利義務移転（平成27年10月1日施行）

DB 間で権利義務の移転を行う場合、厚生労働大臣の承認または認可によることとされているが、本人同意により承認等を受けずに権利義務を移転承継することが可能とする。
4. 脱退一時金相当額移換対象者の拡大（公布日から2年以内で政令で定める日）

DB の中途脱退者は、他の DB(受入先 DB で規約に定めのある場合に限る)、DC および企業年金連合会に脱退一時金相当額の移換を行うことができる。現在、中途脱退者は加入者期間が老齢給付金の支給要件に満たない脱退者とされているが、老齢給付金の支給要件年数ではなく、脱退一時金の支給要件を満たす者とする。
5. 確定拠出年金へ資産移換する場合の要件緩和（平成27年10月1日施行）

DB から DC へ制度移換する場合、移換対象者および移換対象者以外のそれぞれについて事業所毎に二分の一以上の同意が必要であるが、事業所全員が移換対象ではなく、当該事業所の掛金が増加しないものとして厚生労働省令に定める場合については、当該事業所の同意を不要とする。